

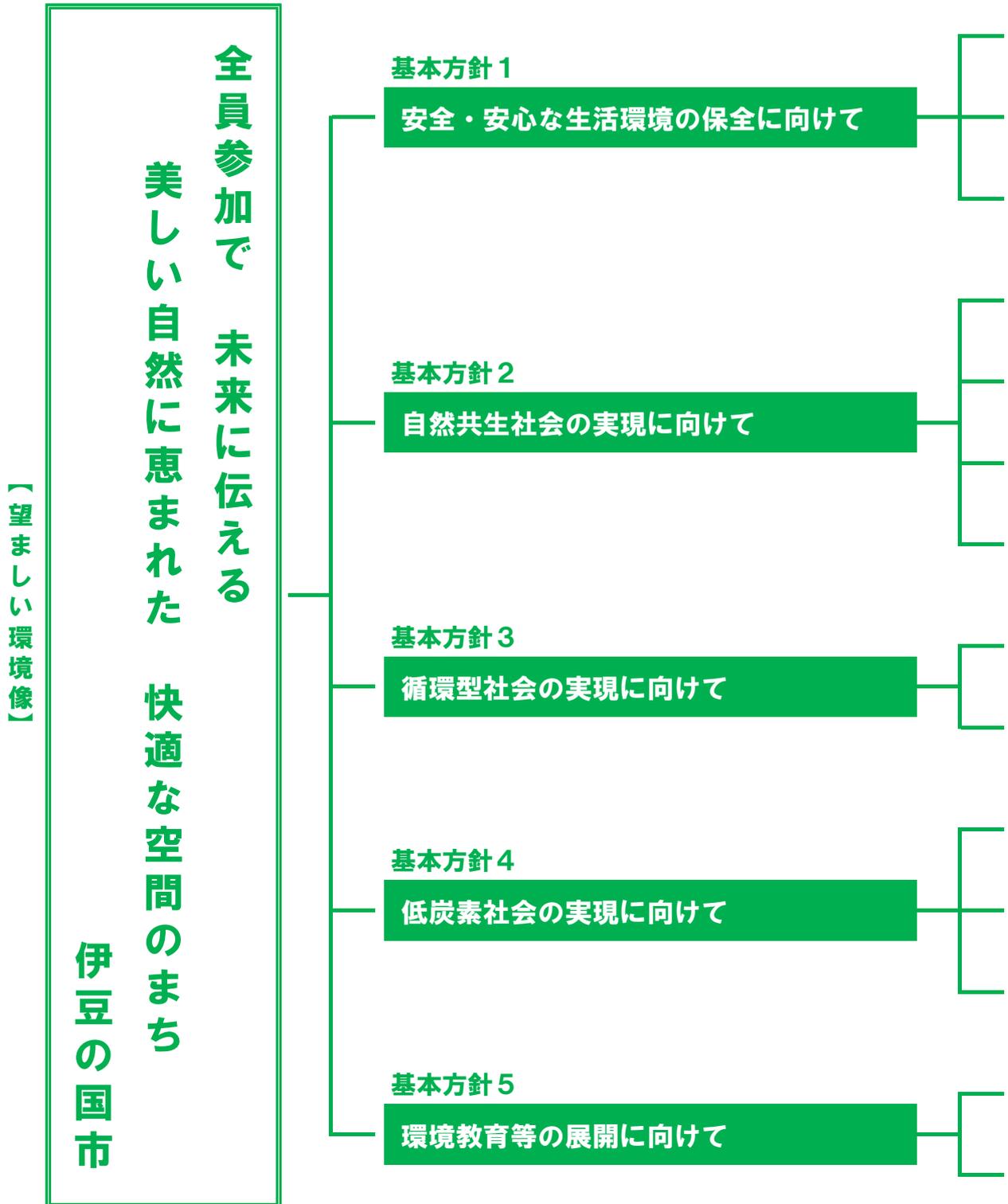
第4章 取り組みの推進



古川沿いのホタル

第1節 施策の体系

本計画では、以下に示す施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的・体系的に実施することにより、「望ましい環境像」の実現を目指します。



1	大気・悪臭・騒音・振動	①固定発生源(事業所等)対策の推進 ②移動発生源(自動車等)対策の推進
2	水質	①河川水質の保全と監視 ②適正な排水対策の推進
3	化学物質・放射性物質・公害への苦情	①化学物質・放射性物質への対策の推進 ②公害苦情の適正処理と啓発活動の推進
1	河川・水資源	①適正な水循環の確保 ②水辺空間の保全
2	森林・農地	①森林の保全と林業の振興 ②農地の保全と農業の振興
3	動植物	①生物生息空間の確保 ②外来生物対策の推進
4	自然とのふれあい	①市民が自然とふれあう場所の整備 ②市民が自然とふれあう機会の整備
1	廃棄物の減量・再資源化・適正処理	①ごみの減量の推進 ②再使用・再資源化の推進
2	環境美化・不法投棄	①環境美化の推進 ②不法投棄の防止
1	地球温暖化	①温室効果ガス排出量の削減 ②地球温暖化防止に向けた意識の向上
2	省エネルギー・再生可能エネルギー	①省エネルギーの取り組みの推進 ②再生可能エネルギーの導入の推進
3	低炭素都市	①緑地保全の推進 ②交通対策の推進
1	環境教育・環境学習	①環境教育・環境学習の活発化 ②環境教育・環境学習への支援
2	環境情報・環境保全活動	①自発的な環境保全の取り組みの推進 ②連携・協力による環境保全の取り組みの推進

第2節 安全・安心な生活環境の保全に向けて

1 大気・悪臭・騒音・振動

本市において大気質は概ね良好な状態が維持されており、道路交通による騒音も特に問題はありません。しかし、本市の生活環境を取り巻く状況を見ると、野焼き等による局地的な悪臭問題などが生じており、今後も引き続き監視・指導等を継続します。

課

題

- ❖ 野焼きによる苦情の解決
- ❖ 近隣からの騒音の解決

市の取り組み（施策）

①固定発生源（事業所等）対策の推進

- ・公共工事などでは、排ガス規制を達成した低騒音・低振動型の建設機械を使用するなど、環境に配慮した工法を採用します。
- ・通勤ノーマイカーデーの普及に向けた周知・広報のあり方などを検討します。
- ・大気汚染防止法及び静岡県公害防止条例に基づくばい煙発生施設及び特定施設を持つ事業所に対する県の立ち入り検査・指導に協力し、排出基準の遵守を徹底させます。
- ・上記以外のばい煙発生施設等を持つ事業者に対して、施設の適正管理を呼びかけます。
- ・事業者に対して法や条例、行政指導等に基づく基準や規制の遵守を徹底させます。
- ・事業者に対して、事業や建設作業における環境配慮型の機器の導入を要請します。
- ・事業活動に起因する近隣騒音や悪臭を防止するため、商工団体・農業団体などに対し、加盟事業者に指導を行うよう協力を要請します。
- ・ごみの野焼きの監視・指導を強化します。また、野焼きが禁止されていることについて市民や事業者への意識啓発を進めます。

②移動発生源（自動車等）対策の推進

- ・公用車については、更新時に低燃費・低公害車の導入を進めます。
- ・市民や事業者における低公害車の普及に向けた情報提供を推進します。
- ・自動車の利用に際しては、エコドライブを心がけるよう市民や事業者への意識啓発を進めます。

関係部署

経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課、農業商工課
都市整備部 建設課
その他関係各課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❁ 環境保全のための指標と目標 ❁

指 標	実績値	目標値	
	現 状	中間目標	最終目標
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
大気・悪臭・騒音・振動に関する苦情件数	63 件	50 件	35 件

注. 近隣からの騒音など「公害」とはならない事案の苦情件数のことです。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 自家用車を購入する際には、低公害車を選びましょう。
- ・ 自動車を使用するときは、急発進をしない、アイドリング・ストップを行うなどのエコドライブを心がけましょう。
- ・ 近くへ外出する場合には自家用車の使用を控えましょう。
- ・ 遠くへ外出する場合には公共交通を積極的に利用しましょう。
- ・ 騒音や悪臭などで近所に迷惑をかけないように配慮するなど、生活マナーの向上に努めましょう。
- ・ ごみは野外で焼却してはならないことを守りましょう。
- ・ ごみ集積所は適正に管理し、ごみの散乱による悪臭が発生しないようにしましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・ 法令等を遵守し、大気環境の保全に努めましょう。また、周辺に騒音・振動、悪臭などを発生させないように配慮しましょう。
- ・ ボイラーなど業務用の施設・設備は、適切に維持・管理し、大気汚染物質の削減に努めましょう。
- ・ 業務用車両を購入する際には、低公害車を積極的に導入しましょう。
- ・ 地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。

【農業】

- ・ 使用済ビニール等については、野外で焼却せず、適正に処理しましょう。

【建設業】

- ・ 建設機械や工事用車両が周辺に騒音・振動などを発生させないように配慮しましょう。

【製造業】

- ・ 製造工程における公害防止（大気汚染、騒音・振動、悪臭等）に関する管理目標を設定しましょう。
- ・ 定期的に排出ガス、騒音・振動、悪臭の状況を把握し、公害の未然防止に努めましょう。

【運輸業】

- ・ 業務で使用する自動車が周辺に著しい大気汚染、騒音・振動の影響を及ぼさないよう、使用時のエコドライブの実践に努めましょう。また、点検整備の励行に努めましょう。

【卸売・小売業、飲食業】

- ・ 営業騒音などが周辺に騒音、悪臭の悪影響を及ぼさないように配慮しましょう。
- ・ 店舗内の空調機器や設備機器などは、定期的に点検整備を行いましょう。

河川の水質は良好な状態を維持しており、近年は改善傾向で推移しています。

市域の水循環の流れをみると、本市の上水道は、湧水・伏流水・地下水を主な水源としており（一部の地区では河川水を水源に使用）、家庭や事業所などでの使用后、排水は下水道や生活排水処理施設を経て、最終的に河川等に放流されています。このとき、台所や風呂などからの生活排水の約3割が未処理のまま河川等に放流されており、河川の水質の更なる改善に向けて、生活排水処理率の向上が望まれます。

このため、下水道接続率の向上や合併処理浄化槽の普及を図るなど、生活排水の適正処理を推進するとともに、既設の公共下水道や合併処理浄化槽の保守や修繕等を今後も計画的に実施し、良好な状態に保つ必要があります。

課題 ❖ 生活排水処理率の向上（生活排水の約3割が未処理のまま河川等に放流）

市の取り組み（施策）

①河川水質の保全と監視

- ・水環境の保全意識の高揚に向けた広報を推進します。
- ・今後も定期的な水質検査を継続し、河川水質の状況を把握・監視します。また、河川水質の調査結果の情報公開を推進します。
- ・水生生物観察会など、水とふれあう機会を活用した意識啓発を推進します。
- ・農業関係団体等と協力し、農業従事者に対する農薬や肥料の適正使用を呼びかけます。
- ・有害物質や油等の流出の未然防止を徹底します。事故が生じた場合には、関係機関等と協力し、被害を最小限に抑えるよう適切な対応を行います。また、再発防止に向けて原因者に対する指導等を行います。

②適正な排水対策の推進

- ・伊豆の国市公共下水道事業計画（平成26年3月）に基づき、公共下水道の整備を推進するとともに、適正な維持・管理に努めます。
- ・合併処理浄化槽の普及促進に向けて、合併処理浄化槽設置の補助を継続して実施します。また、合併処理浄化槽の広報・PRに努めます。
- ・家庭でできる河川水質への負荷削減に向けた取り組みの広報・啓発、情報提供を行います。

関係部署

経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課、農業商工課
都市整備部 水道課、下水道課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❀ 環境保全のための指標と目標 ❀

指 標	実績値	目標値	
	現 状	中間目標	最終目標
	平成 23 年度	平成 28 年度	平成 33 年度
生活排水処理率	71.2%	81.5%	86.8%

注. 「伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画」(平成 25 年 3 月) の目標と整合をとりました。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 食べ残しのある鍋や皿は、ふき取るなどの処理をしてから洗いましょう。
- ・ 流しには三角コーナー、排水口には水切りネットなどを設置し、調理くずや食べ残しを台所から流さないようにしましょう。
- ・ 使用済の食用油は、漉し器でこすなどし、できるだけ家庭での再利用を心がけましょう。家庭で再利用できない食用油は、市が実施している廃食用油の回収に出したり、古布等にしみこませてからごみに出すなど適正に処理して、台所から流さないようにしましょう。
- ・ 洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。
- ・ 公共下水道に接続可能な地域では、速やかに接続しましょう。
- ・ 公共下水道区域外の地域では、合併処理浄化槽を設置し、生活排水を適切に排水処理しましょう。
- ・ 設置済みの合併処理浄化槽は適正に維持・管理しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・ 事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質汚濁の未然防止に努めましょう。
- ・ 法や条例に基づく特定施設を持つ事業所においては、定期的に排水の測定調査を行い、水質汚濁の未然防止に努めましょう。

【農業】

- ・ 農薬や肥料の適正使用・適量使用に努めましょう。

【製造業】

- ・ 製造工程における水質汚濁に関する管理目標を設定しましょう。
- ・ 事業所からの排水については定期的に水質調査を行い、水質汚濁の未然防止に努めましょう。

本市では、化学物質による被害等は報告されていません。

また、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による被害も報告されていませんが、報道や風評などにより、農産物や食品、水道水などに対する不安が一時的に高まりました。

今後も国や県、近隣自治体、関係機関などとの連携・協力により、各種の調査や情報収集を進め、市民が安全・安心できる取り組みを進めていきます。

この他、本市では公害苦情件数が多く、近年では、事業活動など原因者を特定できる公害苦情よりも、近隣同士のトラブルなど法や条例による規制対象外のものを原因とする苦情が生じてきているため、今後は事業者などに対する指導と併せて、市民に対する啓発の強化に努めます。

課 題 ❖ 公害の未然防止、公害苦情の減少に向けた各種の取り組みの実施

市の取り組み（施策）

①化学物質・放射性物質への対策の推進

- ・市と事業所との公害防止協定の締結について検討します。
- ・公害を未然に防止するため、市の広報誌やホームページなどによる周知を行います。
- ・公害に関する苦情には速やかに対応するとともに、公害発生源への指導を行います。
- ・国や県、関係機関と連携し、化学物質の安全性や環境保全に関する情報などの収集に努めます。
- ・毎年5月頃の各地区への消毒用薬剤配付時期には、業者との連絡を密にし、環境負荷の少ない薬剤の選定に努め、配付先には適正な使用量と取り扱いについて指導します。
- ・今後、かつてアスベストを使用した建築物が、耐用年数を迎えて解体されることが増えると考えられるため、解体・処理現場でのアスベスト対策の実施を指導します。
- ・原子力発電所事故への国の対応等を注視しつつ、市民の不安を払拭するため、市内での放射線量の測定などの取り組みを今後も継続します。
- ・風評被害の防止のため、放射線について正しい知識を持ってもらうよう広報・啓発など必要な措置を講じます。

②公害苦情の適正処理と啓発活動の推進

- ・家庭生活や事業活動が周囲に迷惑を及ぼさないよう、市民や事業者一人ひとりの意識の高揚を図ります。
- ・近隣での苦情の解決のため、生活マナーの向上に向けた啓発活動を行います。

関係部署 経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

✿ 環境保全のための指標と目標 ✿

指 標	実績値	目標値	
	現 状	中間目標	最終目標
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
公害苦情件数	24 件	15 件	5 件

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ごみは野外で焼却してはならないことを守りましょう。
- ・ガーデニングなどでは、除草剤などの薬品の使用を控えましょう。
- ・放射性物質については、正しい知識を身につけ、風評に流されないようにしましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・法令等を遵守し、周辺に化学物質などによる汚染・被害を発生させないように配慮しましょう。
- ・地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。

【農業】

- ・農薬や化学肥料は適正に使用・管理しましょう。
- ・使用済ビニール等については、野外で焼却せず、適正に処理しましょう。

【製造業】

- ・生産工程で使用する化学物質などは、使用、管理、保管、廃棄の各段階で漏洩防止を徹底するなど、適正に管理しましょう。
- ・業務用施設や設備などは、適切に維持・管理しましょう。また、定期的に点検・整備を行い、公害の未然防止に努めましょう。

第3節 自然共生社会の実現に向けて

1 河川・水資源

本市において、河川の水量や温泉は豊かですが、湧水は減少してきているため、適正な水循環を確保・維持する必要があります。

また、本市は水辺空間に恵まれていることが特徴です。水辺空間は地域の住民の生活に潤いを与え、憩いの場や野外活動の場を提供するとともに、動植物にとって大切な生息環境となっています。

水辺空間は多様な機能を有し、生物多様性を育むことにより、かけがえのない価値を私たちに提供しているため、今後も保全に努めます。また、水辺で遊んだり生き物を観察したりすることにより水辺を身近に感じることができる豊かな水辺環境の創出と適正な活用を進めていきます。

課題

- ❖ 水循環の維持
- ❖ 生物の生息地に配慮した河川整備

市の取り組み（施策）

①適正な水循環の確保

- ・ 公的施設において、節水を推進し、水資源の保全に努めます。また、雨水の利用の推進に向けて検討します。
- ・ 地下水の確保のため、森林や農地を適正に管理し、水源涵養機能の保全に努めます。また、市街地における雨水浸透設備（雨水浸透柵など）の整備を検討します。
- ・ 楠木揚水機場の受益地である江間地区については、出水期に節水の回覧やパトロールを実施し、用水使用者への節水の呼びかけを行うとともに、時間指定による節水を図ります。
- ・ 漏水件数を減少させるため、配水管等の老朽管の布設替を実施します。

②水辺空間の保全

- ・ 地域住民との連携・協働により河川敷及び周辺部の清掃・草刈を行い、清潔で快適な水辺空間づくりに努めます。
- ・ 水辺空間の価値と保全の必要性について広報・啓発を行うことにより、水辺空間の保全に向けた意識の高揚を図ることを検討します。
- ・ 河川や用水路等の改修・整備にあたっては、自然を活かした水辺空間の創出促進に努めるため、多自然型の工法の採用を検討します。
- ・ 市内を流れる河川と公園・緑地を結び、水と緑のネットワークを形成することを検討します。

関係部署

経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課、農業商工課
都市整備部 都市計画課、建設課、水道課、下水道課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❁ 環境保全のための指標と目標 ❁

指 標	実績値	目標値	
	現 状	中間目標	最終目標
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
河川敷等清掃活動によるごみ収集量	320kg	220kg	120kg

注. 市内の美化に努めることで、清掃活動によるごみ収集量を将来的に減少させることを目指します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・炊事、洗濯、洗車などのときは、節水に心がけましょう。
- ・お風呂の残り湯は、洗濯・洗車や庭への散水などに利用しましょう。
- ・雨水タンクの導入などにより、洗車、庭への散水等に際して雨水を利用することを検討しましょう。
- ・河川敷などの身近な水辺を大切にしましょう。
- ・野外活動やレクリエーションなどで水辺を汚さないようにしましょう。
- ・水辺で飲食などをした後のごみは持ち帰りましょう。
- ・釣り糸や釣り針などは、水辺に捨てたりせず、きちんと持ち帰りましょう。
- ・河川敷の美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。
- ・河川敷などに不法投棄されたごみなどを発見したら、すぐに市の担当部署に連絡しましょう。

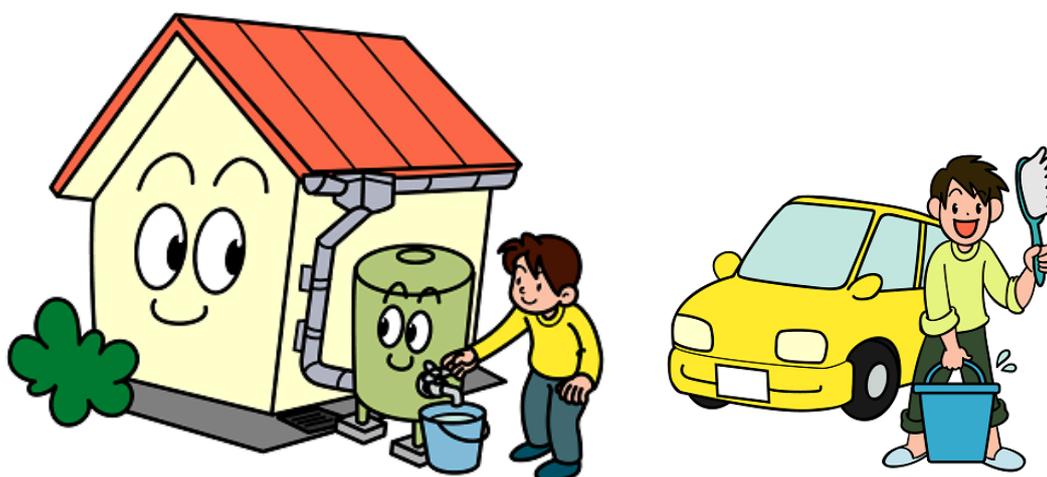
事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・節水装置の導入や水の再利用など、事業所内での節水を進めましょう。
- ・雨水タンクの導入などにより、洗車、庭への散水等に際して雨水を利用することを検討しましょう。
- ・河川敷の美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。

【製造業】

- ・水の循環利用など排水の少ない工程の改善に努め、水の使用量を抑える事業形態に転換しましょう。



● 雨水の利用を心がけましょう。

森林や農地は、農産物等の提供のほか、緑地を提供する機能、雨水を涵養して地下水の水源となる機能、美しい景観を形成する機能、環境学習の場所・機会を提供する機能など、多くの公益的機能を有しており、今後も適切な保全に努める必要があります。

二次林や農地を主体とする里地・里山的環境は、生態系を維持しながら持続的に利用する「ワイズユース」の考え方に基づいて保全・整備していくことを基本とし、森林・農地の保全と農林業の振興に努めます。

課題

- ❖ 森林の適切な保全と管理
- ❖ 農業の担い手の確保・育成などによる農業の振興、効果的な鳥獣対策

市の取り組み（施策）

①森林の保全と林業の振興

- ・林道などの生産基盤を整備し、生産性の高い林業を目指します。
- ・優良林育成事業として、伐採に対する補助金制度について周知を図り、利用者の拡大を図ります。
- ・「伊豆の国市森林整備計画」（平成 24 年 4 月）に基づき、伐期齢やゾーニングを設定し、森林の保全整備を計画的に推進します。
- ・放置された竹林を整備するボランティアを積極的に受け入れ、整備面積の拡大を図ります。また、将来にわたりボランティアによる整備を効果的に推進するための方法について検討します。

②農地の保全と農業の振興

- ・「伊豆の国市農業振興地域整備計画書」（平成 22 年 3 月）に基づき、農道や用排水路などの生産基盤を整備し、優良な農地の確保を図ることで、生産性の高い農業を目指します。
- ・安定した農業経営を支援するため、既存の営農組織の強化を図るとともに、各種補助事業や融資制度等の情報提供に努めます。
- ・環境保全型農業に取り組むエコファーマーを中心に環境負荷の少ない農業を推進します。また、各種補助制度の周知を図り、農業者を支援します。
- ・農協などの関係機関と連携し、新規就農者の確保に努め、農業の担い手を育成します。
- ・市民や観光客が農業とふれあえる体験型農業や観光農業など、魅力的な産業としての「農業」を推進します。また、農業の魅力の発信に向けて、国や県の施策の情報を提供します。
- ・市内で排出された食品残さ等により製造された堆肥「完熟たい肥農土香」の活用を促します。
- ・農地を意欲のある農家への集積を図ります。また、農地利用の改善や経営規模拡大に向けて、各種の検討を行います。
- ・農地の保全や農業振興の必要性に対する市民の理解を深め、意識の変革・向上を図るため、部農会やJAを通じて各種の情報提供を行います。
- ・「伊豆の国市鳥獣被害防止計画」（平成 21 年 2 月）に基づき、イノシシやニホンジカなどの個体数調整や生息環境調整、被害の防除を行います。
- ・市民農園（長岡、葦山、大仁の3か所）の活用を促進します。
- ・地産地消の推進に向けて、イベントなどで地域農産物の広報・PR や販売促進を行います。

関係部署

経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課、農業商工課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❁ 環境保全のための指標と目標 ❁

指 標	実績値	目標値	
	現 状	中間目標	最終目標
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
新規就農者数（累計）	49 戸	80 戸	100 戸
エコファーマー認定者数	25 人	30 人	35 人

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 森林の価値を理解し、森林を整備するボランティアやイベントに積極的に参加しましょう。
- ・ 農業の価値を理解し、農業に関わる各種の活動やイベントに積極的に参加しましょう。
- ・ 地産地消を心がけ、できるだけ地元の旬の食材を食べましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・ 開発行為などの事業活動では、森林・農地などへの負荷を少なくするように配慮しましょう。

【農業】

- ・ 適正な管理により、農地の公益的機能の維持に努めましょう。
- ・ 遊休農地の有効な活用について検討しましょう。
- ・ グリーンツーリズムや農業ボランティアなどの各種の活動・イベントを活用して市民や市外の都市居住者との交流を進めましょう。
- ・ 農業に関わるイベントなどの開催に際しては、積極的に協力しましょう。
- ・ 農道や農業用水路などの保全・美化に努めましょう。

【林業】

- ・ 適正な管理・育成により、森林の公益的機能の維持に努めましょう。
- ・ 森林ボランティアなどの各種の活動・イベントを活用して、市民との交流を深めましょう。
- ・ 間伐材の有効利用について、他の業種の事業者・関係者とともに検討し、間伐を推進しましょう。
- ・ 森林からのバイオマス資源（間伐材、残材、端材等）を活用する方法を検討しましょう。

【卸売・小売業、飲食業】

- ・ 地元農産物を優先して扱うなど、地産地消の推進に協力しましょう。

市域の植生についてみると、大部分が人工的な植林地が占めていますが、その一方で巨樹・社寺林が多く保存されていることが特徴です。

本市は水と緑に恵まれ、動植物の生息環境として良好な条件がそろっており、動植物相は豊かですが、絶滅の可能性のある動植物が100種以上報告されており、外来生物の分布も多くなっており、今後の対策が必要です。

動植物の生息や分布は、市域を超えた広い範囲に及ぶことや、近年の外来種の問題などを考慮すると、動植物の保全については、県や近隣自治体などとの連携・協力体制を構築した上で、各種の取り組みを進めることが望まれます。

課題

- ❖ 貴重な動植物や巨樹・社寺林・保存していく価値のある樹木等の保護
- ❖ 外来生物の駆除・防除による地域の生態系や生物多様性の保全
- ❖ 身近な動植物の保全による生物多様性の確保

市の取り組み（施策）

①生物生息空間の確保

- ・葛城山、源氏山、守山、城山などの山地から丘陵地にかけての森林は、動植物が生息するための重要な緑であるため、適正な維持・管理に向けてパトロールを実施します。
- ・動植物の生息・生育できる環境を確保に向けて、水と緑のネットワークの形成を検討します。
- ・河川改修時・整備時などには、水質の保全や動植物が生存できる環境の維持、及び河川景観の保全に配慮します。
- ・地域資源として保存する必要があると認められる樹木又は樹林を保護し、地域の美観や風致を将来にわたり大切に保存していくため、計画の策定や施策等を検討します。
- ・生物多様性の確保の必要性、生物が生息できる空間の保全の必要性などについて、市民や事業者の理解と協力が得られるよう、広報・啓発などを行うことを検討します。
- ・特に貴重な巨樹・社寺林等は、保存するために必要な情報、保存方法などを検討し、保存に向けて積極的な取り組みを行います。

②外来生物対策の推進

- ・市域における外来種の生息状況などについて把握し、対策を行うための基礎的データを収集することを検討します。
- ・外来種の侵入を防ぐため、ペットの遺棄や放流などを行わないよう啓発を行うことを検討します。

関係部署

経済環境部 環境政策課、農業商工課
都市整備部 都市計画課、建設課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❁ 環境保全のための指標と目標 ❁

指 標	実績値	目標値	
	現 状	中間目標	最終目標
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
水生生物観察会への参加者	24 人	50 人	75 人

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・身近な自然や市域に分布する動植物について知識を深めましょう。
- ・動植物をむやみに捕獲・採集したり、持ち帰ったりしないようにしましょう。
- ・貴重な動植物が生息する場所は、地域のかげがえのない場所として大切にしましょう。
- ・自然観察会に参加するなどして、自然についての知識と理解を深めましょう。
- ・身近な自然の保全活動に積極的に参加しましょう。
- ・ホタルなどの生き物が生息できる水辺環境を保全・回復する活動に積極的に参加しましょう。
- ・外来生物を野外に放さないようにしましょう。
- ・ペットは正しく飼育し、遺棄・放流などを行わないようにしましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・開発行為などの事業を行う際には、事前に十分な環境影響評価（アセスメント）を行い、実施時には環境に配慮した工法を採用するなど、動植物や生態系への影響をできるだけ少なくするように配慮しましょう。



● 身近な自然を大切にしましょう。

本市には自然が多く残っており、自然体験や自然とふれあえる場が多く、遊歩道や公園なども整備されています。また、自然の中で行われる各種のイベントも多く実施されているため、山や川、公園などでの自然とのふれあい活動は十分に行うことができます。

今後も、市域において自然とのふれあえる場所・機会の増加に向けた取り組みを進めていきます。

また、今後、本市では急速な高齢化の進行が予測されるため、高齢者の健康維持やコミュニケーション活動の確保としても、市民が自然とふれあえる場所・機会を整備し、健康で楽しく生活できる地域づくりを進めていきます。

課題

- ❖ 自然とふれあえる場所・機会の増加
- ❖ 自然とのふれあいの増加に向けたPR

市の取り組み（施策）

①市民が自然とふれあう場所の整備

- ・伊豆半島ジオパーク構想などを踏まえ、近隣市町との広域的な観光振興に取り組みます。
- ・韮山古川周辺と小坂清水池親水公園、浮橋ふれあい泉公園周辺をホテルの生息地として維持・管理する業務は、現在、市民ボランティアが行っているため、今後の実施主体及び具体的な方法について検討します。
- ・市域における良好な景観や四季の花を眺望、鑑賞できるビューポイントマップの作成を検討します。また、富士山や狩野川などを眺めることができる場所の整備を検討します。
- ・野外で行われているイベントの内容を精査し、ハイキングコースやサイクリングコースの中に組み込むことにより、温泉地、自然、史跡などとのふれあいを図ることを検討します。
- ・葛城山や城山周辺などのハイキングコースの適正な維持・整備に努めます。また、周辺道路の整備によるアクセス向上について検討します。
- ・狩野川のジョギング・サイクリングロードや水辺公園の活用について検討します。

②市民が自然とふれあう機会の整備

- ・気軽に自然とふれあえる既存の公園などを適正に維持・管理し、利用者の増加を図ります。
- ・河川敷などの水辺空間と既存の公園のネットワーク化を進め、自然とふれあう場所の拡大と活動の活発化を図ります。
- ・現在、夏休み中に小学生を対象とした水生生物観察会を開催し、狩野川とその周辺の水辺空間を拠点とした環境学習の場を設けていますが、その他の事業の実施についても検討します。
- ・さつきヶ丘公園のキャンプ場やハイキングコース、旧大仁東小学校の野外炊事場等を活用し、青少年の野外活動や自然体験事業を積極的に推進します。

関係部署

観光文化局 観光課
 経済環境部 環境政策課
 都市整備部 都市計画課、建設課
 教育部 社会教育課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❁ 環境保全のための指標と目標 ❁

指 標	実績値	目標値	
	現 状	中間目標	最終目標
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
自然体験教育事業への参加者	185 人	300 人	500 人

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・身近な自然とのふれあいなどを通して地域の環境に関心を持ちましょう。
- ・子どもが自然に興味を持つよう森や河川敷などに出かけ、身近な自然に親しみましょう。
- ・自然の中で行うレクリエーションや自然に関する体験学習事業に参加するなど、自然とふれあう機会を増やしましょう。
- ・河川敷や公園などは適正に利用し、ごみを散らかさないようにしましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・従業員に対して、自然とふれあうことの大切さを伝えましょう。



- 身近な自然に親しみましょう。

第4節 循環型社会の実現に向けて

1 廃棄物の減量・再資源化・適正処理

本市のごみ排出量は減少傾向で推移しており、焼却処理量の削減など、ごみの適正処理も進んでいます。また、ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）は多様な方法で行われており、ごみを取り巻く状況は良い方向に進んでいます。

現在、本市から出るごみは、市のごみ処理施設で適正に処理しています。

将来的に伊豆市と共同で新たなごみ処理施設を整備する予定となっていますが、今後ごみの減量や再使用・再資源化を推進することにより、環境への負荷やごみ処理施設への負担の軽減に努めます。

課題

- ❖ 循環型社会の構築に向けて、ごみの減量と資源化の更なる推進
- ❖ 最終処分場の確保が困難な状況にあるため、最終処分量の削減のための取り組みの展開

市の取り組み（施策）

①ごみの減量の推進

- ・環境にやさしい買い物（マイバッグ運動によるレジ袋の削減など）を推進します。
- ・出前講座の実施やパンフレット・広報誌によるごみの減量・分別・資源化の啓発広報を行います。
- ・ごみ集積所での違反ごみへの指導（違反シールの貼付、引取りによる再分別）を徹底します。
- ・家庭用生ごみ処理器の購入補助や EM ぼかしの配布などにより、生ごみの自家処理推進に向けた普及啓発・広報活動を継続して実施します。
- ・現在、市内一部地区の一般家庭から排出される生ごみの分別回収を試験的に実施し、生ごみ堆肥化を実施しています。平成 26 年度以降、対象地区の拡大を計画しており、地域住民への十分な説明・周知及び協力依頼と合わせて、分別回収した生ごみの処理・利用方法について検討します。
- ・公園内の草木は、今後も場内処理することでごみの減量に努めます。
- ・ごみ処理施設における小学生や中学生を対象とした社会科見学や体験学習を継続して実施します。
- ・事業系ごみの削減に向けて、ごみ処理施設への搬入車両に対する抜き打ち検査を継続して実施します。また、広報誌を通じて、ごみの減量・資源化を積極的に行うよう啓発活動を実施するとともに、事業系ごみの搬出業者への減量・分別の指導・啓発を徹底していきます。
- ・紙ごみの減量に向けて、市の事務事業での紙資料の電子化や、紙を使わない手続きの導入など、ペーパーレス化を推進します。また、市民や事業者への理解と協力を求めるため、周知・広報活動を拡充します。
- ・広報誌、ホームページを利用し、ごみの減量・分別徹底に関する情報提供を積極的に行います。
- ・民間団体や事業者に対する情報提供や啓発活動により、自発的な資源回収の推進に努めます。

②再使用・再資源化の推進

- ・市の公共事業で発生する建設副産物の再使用・再資源化を推進します。
- ・広報誌での「不用品活用バンク」の利用を促進することにより、家庭の不用品の再利用を図ります。
- ・市役所庁舎内から排出される紙ごみの分別徹底と異物除去による再資源化を推進します。

- ・市の事務・事業で使用しなくなった OA 機器などの設備機器の適正な排出と再資源化に努めます。
- ・資源ごみの回収推進に向けて、集団回収報奨金の交付を継続して実施します。また、集団回収実施団体を増やすため、周知・広報に努めます。
- ・市の事務・事業で使用する物品については、リサイクル品を率先して使用します。
- ・広報誌、ホームページを通じたエコ商品等に関する情報提供を行い、市民や事業者のグリーン購入を推進します。
- ・生ごみと牛ふん、剪定枝については、バイオマス（生物由来の資源）として堆肥化して再利用することを継続して実施します。また、この処理に伴い生成された堆肥「完熟たい肥農土香」の利用促進を図るため、周知・広報を図ります。
- ・現在、モデル地区を設定して家庭から生ごみを回収し、「完熟たい肥農土香」の原料としてたい肥化を行っています。今後、更に回収地区を拡大し、生ごみの堆肥化を推進します。
- ・公園内の花壇の整備に際しては、堆肥「完熟たい肥農土香」を使用します。また、公園の緑化資材にはリサイクル品を使用します。

関係部署	経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課
	都市整備部 都市計画課
	その他関係各課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❀ 環境保全のための指標と目標 ❀

指 標	実績値		目標値	
	現 状		中間目標	最終目標
	平成 23 年度		平成 28 年度	平成 33 年度
ごみ排出量	17,725 t		17,114 t	16,634 t
リサイクル率	29.1%		30.0%	32.5%

注. 「伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画」（平成 25 年 3 月）の目標と整合をとりました。



● 紙ごみの分別徹底による資源化を推進しましょう。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・スーパーなどでの買い物に際しては、マイバッグを持参しましょう。
- ・過剰な包装や本のカバー、レジ袋などは、お店で断るようにしましょう。
- ・使い捨て製品の購入は控えましょう。
- ・再生品やエコマーク商品など、環境にやさしいエコ製品を優先して購入しましょう。
- ・洗剤やシャンプーなどは詰め替え製品を優先して購入しましょう。
- ・ものを大切に、長く使うようにしましょう。
- ・必要なものを必要なだけ購入し、安いからといって必要以上に購入しないようにしましょう。
- ・必要以上に料理を作りすぎないようにしましょう。また、食べ残しをしないようにしましょう。
- ・生ごみは水気をよく切ってからごみ出しをして、減量に心がけましょう。
- ・庭や畑を持っている家では、生ごみを堆肥として活用することを検討しましょう。
- ・ごみはルールを守って、きちんと分別して所定の場所に出しましょう。
- ・地域の資源回収やスーパーの店頭回収などに協力しましょう。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用して、不用品をごみとせず、再利用しましょう。

リデュース:Reduce

ごみの発生を減らす



リユース: Reuse

ものを繰り返し使う



リサイクル: Recycle

ものを資源として再利用



●リデュース、リユース、リサイクルの「3R」に努めましょう。



●生ごみの水切りに努めましょう。



●ごみは分別して所定の位置に出しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・廃棄物については、排出者責任の原則に従い、適正に処理しましょう。
- ・廃棄物の減量やリサイクルの推進に係る具体的な目標を設定しましょう。
- ・できる限りごみを出さない事業活動の実践に取り組みましょう。
- ・事業所内に「リサイクルボックス」などを設置して、資源物の分別に努めましょう。
- ・ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、ごみの排出抑制に努めましょう。
- ・自店で販売した製品や容器包装類などを回収し、リサイクルの推進に努めましょう。
- ・事業者間、業界団体内でのリサイクルの連携を図りましょう。
- ・梱包や包装はできるだけ簡素化するなど、環境やリサイクルに配慮した商品の販売・使用に努めましょう。
- ・再使用・リサイクル等に配慮した環境にやさしい商品の販売・使用に努めましょう。また、商品販売の際には、わかりやすい説明表示などを心がけましょう。
- ・製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品を優先するなど、グリーン購入を心がけましょう。
- ・書類の両面印刷や事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めましょう。
- ・再生紙の使用を推進しましょう。
- ・事業所内で生じた古紙は、分別してリサイクルに努めましょう。
- ・屋外に自動販売機などを設置する場合は、容器の回収ボックスの設置と適切な管理を行い、リサイクルの推進とごみの散乱防止に努めましょう。

【建設業】

- ・建設資材は、できるだけ再生品や、使用後に再生利用可能なものを使用しましょう。
- ・代替型枠工法など、環境に配慮した工法を積極的に採用しましょう。
- ・分別解体と建設廃棄物の再資源化を進めましょう。
- ・建設工事に伴って発生する廃棄物の減量と適正処理を推進しましょう。

【製造業】

- ・再生資源の使用推進、再生利用可能な資材の活用などにより、省資源を推進しましょう。
- ・工程や作業方法などの改善により、廃棄物の排出抑制に努めましょう。

【運輸業】

- ・運搬に使用する梱包材などの資材は使い捨てにせず、再使用またはリサイクルするよう努めましょう。

【卸売・小売業、飲食業】

- ・配送時における梱包の簡素化に努めましょう。また、梱包の再使用を推進しましょう。
- ・販売時の包装の簡素化や合理化に努めましょう。
- ・マイバッグ持参の呼びかけやポイント制の導入などにより、レジ袋の削減に取り組みましょう。
- ・店舗で販売した容器包装などの店頭回収を行い、リサイクルの推進に努めましょう。
- ・製品の修理を受け付けるなど、アフターサービスの充実に努めましょう。
- ・壊れた製品や不要となった製品の回収体制の整備を進めましょう。
- ・再生品やエコマーク商品など、環境への負荷が少ない商品の販売を推進しましょう。
- ・食品の販売の場合には、トレーを使用しない量り売り・ばら売りなどの普及に努め、過剰包装の自粛に取り組みましょう。
- ・食品廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めましょう。

市域での良好な環境形成に向けて、今後も市内一斉清掃などの環境美化の取り組みを推進します。
また、本市では、山間部、空き地、河川等への不法投棄が問題となっており、市民からも苦情や意見が多いため、これらの問題の解決に向けて、今後も巡回清掃などの取り組みを推進していきます。

課題

- ❖ ごみのポイ捨て防止など環境美化に向けた意識啓発
- ❖ 不法投棄防止に向けた監視強化

市の取り組み（施策）

①環境美化の推進

- ・市内の巡回パトロールによる散乱ごみやポイ捨てされたごみの回収を継続して実施します。
- ・5月、9月の第3日曜日と、3月の第1日曜日を「環境美化の日」と定め、市内一斉清掃を実施するなどにより、環境の美化に対する市民や事業者の理解及び関心を深めます。
- ・清潔で美しいまちづくりのために努力している市民や事業者などを表彰します。
- ・市民や事業者、市民ボランティア等の協力のもと、市内一斉清掃や河川敷等の環境美化運動による散乱ごみの回収を今後も継続して実施します。
- ・ポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止するため、看板設置や広報誌、ホームページでの広報・啓発を推進します。
- ・良好な景観の保全のため、定期的な巡回パトロールと違反広告物の簡易除去などを継続します。
- ・まちなみや田園風景などの景観を適正に保全するための条例や計画の制定を検討します。
- ・良好な景観形成と景観資源の保全に対する市民や事業者の理解と協力が得られるよう広報・啓発に努めます。

②不法投棄の防止

- ・警察署との緊密な連携・情報共有、県が任命する不法投棄監視員によるパトロールによる監視体制の強化など、不法投棄の抑止対策を強化します。
- ・山間部等の回収困難箇所の不法投棄ごみについては、速やかに回収します。
- ・不法投棄された物の確認を行い、行為者が判明するような物証がある場合などについては、警察署と連携しながら解決に向けた取り組みを進めていきます。
- ・不法投棄やポイ捨てを行わないよう、市民や事業者への啓発を強化します。
- ・不法投棄を見つけた場合には速やかに通報が行われるよう、市の広報誌やホームページ等に掲出することを検討します。
- ・不法投棄の多発地点への看板の設置や不法投棄の多い山間部の路線への重点的なパトロールを継続して実施します。また、今後の状況改善に向けた有効な対策について検討します。

関係部署

経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課
都市整備部 都市計画課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❀ 環境保全のための指標と目標 ❀

指 標	実績値	目標値	
	現 状	中間目標	最終目標
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
不法投棄ごみ収集量	29.75t	20t	10t
市内一斉清掃によるごみ収集量	8.60t	6t	3t

注. 不法投棄やポイ捨て等の減少に努めることで、ごみ収集量を将来的に減少させることを目指します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・自分の住むまちを大切に、清潔で美しい地域の保全・創出など、よりよい地域をつくることを心がけましょう。
- ・不法投棄の現場などを発見したら、すぐに市の担当部署に連絡しましょう。
- ・自宅周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。
- ・所有地の適正な管理に努め、ごみの不法投棄などが生じないようにしましょう。
- ・地域の清掃・美化活動などに積極的に参加しましょう。
- ・たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- ・ペットのふんは飼い主がきちんと始末しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・開発行為などの事業活動においては、地域の景観にも配慮しましょう。
- ・建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観に配慮しましょう。
- ・敷地内や敷地周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境美化に努めましょう。
- ・所有地の適正な管理に努め、ごみの不法投棄などが生じないようにしましょう。
- ・屋外に自動販売機などを設置する場合は、容器の回収ボックスの設置と適切な管理を行い、ごみの散乱防止に努めましょう。

【卸売・小売業、飲食業】

- ・屋外広告物等の設置に際しては、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。

第5節 低炭素社会の実現に向けて

1 地球温暖化

近年、地球温暖化問題をはじめとする地球環境問題への関心が社会的に高まっています。このため、市民や事業者一人ひとりが地球環境問題に対して関心を持ち、正しい知識を身につけ、よりよい環境を未来に伝えていくため、行動できるよう各種の取り組みを進めていきます。

地球温暖化問題についてみると、市域からの温室効果ガス排出量は、東日本大震災後の平成 23 年度を除き、減少傾向で推移していますが、家庭やオフィス、交通からの温室効果ガス排出量は増加傾向を示しているため、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みの強化が必要です。

課題

- ❖ 家庭やオフィス、交通からの温室効果ガス排出量の削減
- ❖ 事業所での環境負荷低減のための取り組みの推進

市の取り組み（施策）

①温室効果ガス排出量の削減

- ・ 現行の市のごみ焼却処理施設は老朽化が進んでいますが、ごみ量の削減と適切な運転の実施により、二酸化炭素の排出量の削減に努めます。
- ・ 「第2次伊豆の国市地球温暖化対策実行計画」（平成 24 年 3 月）に基づき、市の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施します。

②地球温暖化防止に向けた意識の向上

- ・ 地球温暖化対策の情報などを広報誌やホームページに掲載し、広報・啓発を推進します。
- ・ 地球温暖化問題への取り組みの重要性などについて、市民や事業者への啓発を行い、意識の高揚を図ります。
- ・ 自宅や事業所で実践できる地球温暖化対策を広報・PR し、市民や事業者の自発的な取り組みを推進します。

関係部署 経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❁ 環境保全のための指標と目標 ❁

指 標	実績値	目標値
	現 状	最終目標
	平成 22 年度	平成 28 年度
市の事務事業からの温室効果ガス排出量	6,143t-CO ₂	5,652 t-CO ₂

注. 「第2次伊豆の国市地球温暖化対策実行計画」(平成24年3月)の目標と整合をとりました。

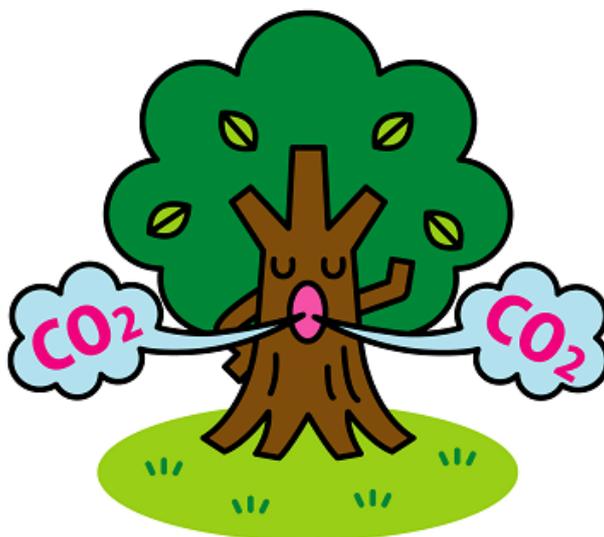
市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。
- ・温室効果ガスの排出削減につながるライフスタイルについて情報を収集し、実践しましょう。
- ・冷蔵庫・エアコンなどフロンガスを使用している製品を廃棄するときは、ルールに従って適正に業者に引き渡しましょう。
- ・二酸化炭素を吸収する緑を大切にしましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。
- ・法や条例による規制を遵守し、温室効果ガスの削減に努めましょう。
- ・業務用空調機器などフロンガスを使用している製品を廃棄する場合は、指定業者に委託し、適正に処理しましょう。
- ・二酸化炭素を吸収する緑を大切にしましょう。



●二酸化炭素を吸収する緑を大切にしましょう。

これからは資源の枯渇という観点だけでなく、温室効果ガスの排出を抑制し、地球環境を保全するという観点からも省エネルギーを推進する必要があります。

また、エネルギーを有効活用するためには、省エネルギーとともに、化石エネルギーに代わる再生可能エネルギーの活用にも努める必要があります。

本市において省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に取り組むにあたっては、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故後の国のエネルギー政策や県の動向を踏まえた上で、各種の検討を進めていくものとします。

課題

- ❖ 地域で自給できるエネルギーの確保に向けた取り組みの推進
- ❖ 省エネ設備機器の普及によるエネルギーの効率的な利用の推進

市の取り組み（施策）

①省エネルギーの取り組みの推進

- ・照明器具をはじめとした既設機器の改善などにより、公共施設の省エネを推進します。
- ・庁内での冷暖房やOA機器の適正利用により、省エネ効果を高めます。
- ・ごみ処理施設などの市の施設において、可能な作業については午前中で終了させるなど、ピーク電力を抑制する施設運営を推進します。
- ・市役所庁舎などの市の施設において、率先して緑のカーテンを設置し、省エネ効果を高めます。
- ・近場の用事には、公用車を使わずに自転車を活用します。
- ・公用車使用時のエコドライブを実践するとともに、講習会などで市民・事業者に対してエコドライブの普及啓発を図ります。
- ・公用車については、更新時に低燃費・低公害車の導入を進めます。
- ・クリーンエネルギー自動車や低燃費・低排出ガス自動車の公用車への導入とともに、家庭や事業所への普及を推進します。
- ・家庭における省エネルギーの取り組みへの理解と協力に向けて、日常の生活が地球環境に与える影響などについてわかりやすく広報します。
- ・市民が自発的に省エネルギーに取り組むための情報提供に努めます。また、環境家計簿の導入及び市民や事業者への周知・広報について検討します。
- ・事業所における省エネルギーの取り組みへの理解と協力に向けて、事業活動における省エネルギーの取り組みの重要性を広報することを検討します。
- ・事業所での夏季・冬季の省エネルギー推進のため、クールビズ・ウォームビズの定着に努めます。
- ・公共施設などでの節電について市民に理解と協力を呼びかけます。

②再生可能エネルギーの導入の推進

- ・再生可能エネルギーの導入に向けた広報・PR を推進し、再生可能エネルギーに対する理解と意識の高揚を図ります。
- ・住宅用新エネルギー機器等導入費補助金（住宅用太陽光発電システム、高効率給湯器、潜熱回収給湯器等の機器設置費用への補助金交付）を今後も継続します。
- ・事業所への再生可能エネルギー機器・設備の導入推進に向けて、有効な手法を検討します。
- ・公共施設を建設・回収する際には、再生可能エネルギーの設置を検討します。

関係部署	市長戦略部 政策推進課 総務部 管財営繕課 経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課 その他関係各課
------	---

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❀ 環境保全のための指標と目標 ❀

指 標	実績値		目標値	
	現 状		中間目標	最終目標
	平成 24 年度		平成 30 年度	平成 35 年度
低燃費・低公害車の公用車への導入状況	8 台		18 台	28 台
住宅用新エネルギー機器等導入費補助金補助件数（累計値）	732 件		2, 154 件	3, 339 件



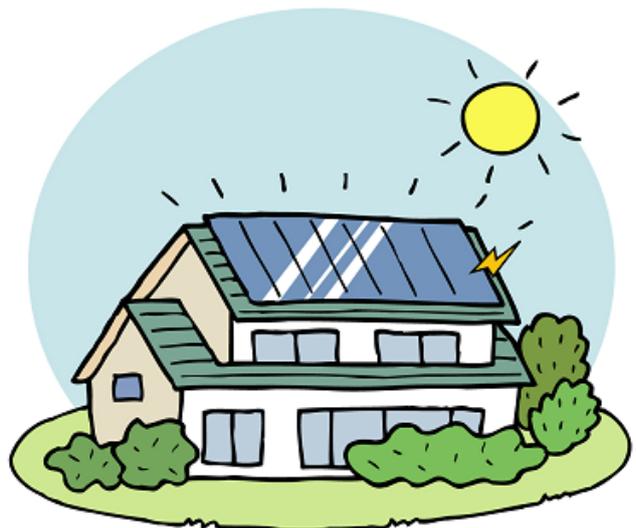
● 緑のカーテンの設置を推進しましょう。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・夜ふかし型から早寝早起き型の生活に切り替えましょう。
- ・テレビや照明、冷暖房機器などは、必要のないときはこまめに消して節電を心がけましょう。長期間使わない場合は、主電源を切りましょう。
- ・冷暖房機器の設定温度は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安としましょう。
- ・冷蔵庫は季節にあわせて庫内の温度を調節しましょう。また、庫内にものを詰め込みすぎないように整理整頓を心がけましょう。
- ・入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えましょう。
- ・近所に出かけるときには乗用車を使用せず、徒歩や自転車で出かけましょう。
- ・自動車の運転時には、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけましょう。
- ・自家用車を購入する際には、低燃費・低公害車を選びましょう。
- ・電化製品を購入する際には、省エネルギー型や節水型の製品を選びましょう。
- ・住宅用新エネルギー機器等導入費補助金を活用するなどにより、太陽光・太陽熱を利用する設備の設置や高効率給湯器を導入しましょう。



- 近所には徒歩や自転車で出かけましょう。

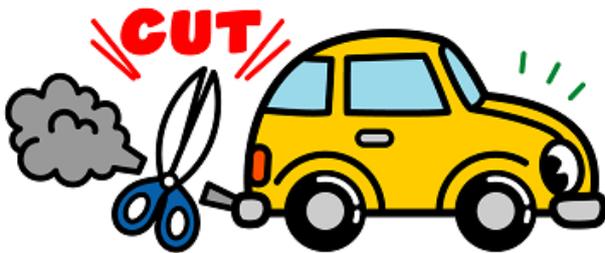


- 太陽光・太陽熱を利用する設備の設置を検討しましょう。

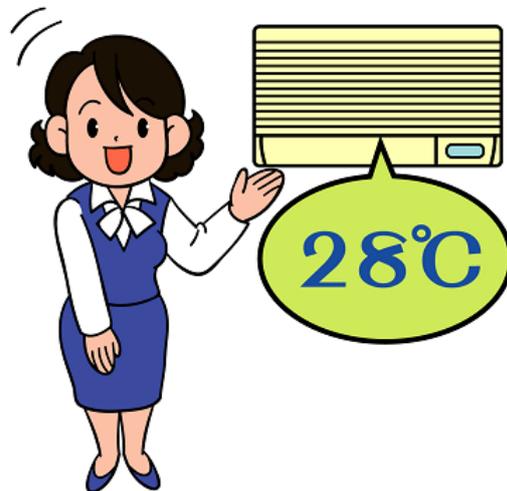
事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進しましょう。冷暖房機器の設定温度は、冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安とし、使用時間を適正に管理しましょう。
- ・事業所内で照明や OA 機器などの節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。
- ・自然光の取り入れや昼休み時の消灯などにより、照明の効率化に努めましょう。
- ・省エネの推進のため、事業所への省エネナビの導入などを検討しましょう。
- ・業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、温室効果ガスの排出の少ないエネルギーや省エネルギー型のもを選びましょう。
- ・業務用車両を購入する際には、低公害車を積極的に導入しましょう。
- ・自動車の点検・整備を励行し、使用の際にはアイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけましょう。
- ・物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、できるだけ効率的・合理的な輸送システムを採用しましょう。
- ・業務用車両の運用や運行計画については、定期的に見直しをしましょう。
- ・機材や設備の導入・更新に際しては、省エネルギー型や節水型のもを選びましょう。
- ・太陽エネルギーを利用した設備の導入など、再生可能エネルギーの利用を推進しましょう。
- ・廃熱など、現在未利用となっているエネルギーの活用について検討しましょう。



- 自動車の運転時にはエコドライブを心がけましょう。



- エアコン使用時は適正な温度に設定しましょう。

本市において、公園整備や緑化の推進など、緑地の保全是良好な水準を維持しています。今後も引き続き、本市の特徴や個性を活かしながら、快適で暮らしやすいまちづくりに努めます。

また、低燃費・低排出ガス認定自動車の普及が進んでいる一方で、公共交通（鉄道・バス）の利用者は減少傾向で推移しており、市民が愛着を持ち、住み続けたいと感じることのできるよう、利便性の高い都市環境の創出に努めます。

課題

- ❖ 緑豊かなまちづくりの一層の推進
- ❖ 自動車への依存を抑えるための取り組みの推進

市の取り組み（施策）

①緑地保全の推進

- ・公園については地域住民の憩いの場所となるよう、地域住民の協力のもとで適正な維持・管理に取り組みます。
- ・河川空間など都市近郊に残る自然環境を活かした緑地整備について検討します。
- ・公園、街路樹、公共花壇、公共施設敷地内の樹木、社寺林などは、市民の生活に関連した緑として、適切に維持・管理及び活用を図ります。
- ・地域住民や事業者による花壇の整備など、良好な景観形成に向けた自主的な活動の支援を検討します。また、花壇の維持・管理のため、より適切な新しい組織体制づくりを検討します。

②交通対策の推進

- ・公共交通の利用促進のため、伊豆箱根鉄道駿豆線とバス等公共交通の結節機能の向上を図ります。
- ・バス等公共交通の利用促進のため、バスルートやバス料金の検討をはじめ、道路の適正な管理・整備を管理者・関係者とともに推進し、利便性の向上を図ります。
- ・地域の特性にあった公共交通の導入を検討します。
- ・道路の整備・改修等に際しては、主要幹線道路の渋滞解消に配慮します。
- ・伊豆の国市観光協会などと連携し、レンタサイクルの利用の拡大を図ります。

関係部署

市長戦略部 政策推進課
 観光文化局 観光課
 経済環境部 環境政策課
 都市整備部 都市計画課、建設課
 その他関係各課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❁ 環境保全のための指標と目標 ❁

指 標	実績値	目標値	
	現 状	中間目標	最終目標
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
グリーンバンク事業における原材料支給申請件数	104 件	115 件	125 件

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・自分の住むまちを大切に、美しい景観や清潔な地域の保全・創出など、よりよい地域をつくることを心がけましょう。
- ・花壇への植栽などより良い景観・美観の創出に努めましょう。
- ・住宅の新築や増改築の際には、周辺の景観との調和に配慮しましょう。
- ・花壇への植栽など家庭に緑を増やしましょう。
- ・地域の緑化活動などには積極的に参加しましょう。
- ・自動車の運転時には、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけましょう。
- ・自家用車を購入する際には、低燃費・低公害車を選びましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・地域の緑化活動などには積極的に参加しましょう。
- ・業務用車両を購入する際には、低公害車を積極的に導入しましょう。
- ・物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、できるだけ効率的・合理的な輸送システムを採用しましょう。



- 地域の緑化活動などに積極的に参加しましょう。

第6節 環境教育等の展開に向けて

1 環境教育・環境学習

今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。このような環境問題の解決に向けて、一人ひとりが環境保全について関心と理解を深めていくことが大切です。

このため、地域の環境に関する情報を広く提供し、情報を共有するとともに、身近な自然環境を積極的に活用する環境教育・環境学習を実践することにより、市民や事業者の環境に対する関心を高め、環境を大切にすることを育んでいきます。

また、一人ひとりが環境を守り、よりよい環境を未来に伝えるための自主的な活動を行うことができるよう、家庭、学校、事業所、公的施設など、あらゆる場所と機会を通じて、環境教育・環境学習を積極的に推進します。

課 題

- ❖ 環境教育・環境学習の推進に向けた学校、家庭、地域のネットワークづくり
- ❖ 環境教育・環境学習の機会の充実

市の取り組み（施策）

①環境教育・環境学習の活発化

- ・学校の改修・整備等に際しては、太陽光発電の導入、地元の木材の使用などにより、環境教育の推進を念頭においた設計業務を進めることを検討します。
- ・狩野川とその周辺の水辺空間を拠点とした環境学習として、夏休み中に小学生を対象とした開催している「水生生物観察会」を今後も継続します。
- ・環境教育の推進や環境意識の高揚を図るため、初夏に開催している「ホタル祭り」に向けた市民参加によるホタルの里の整備・保全を今後も継続します。
- ・学校の総合学習の時間や教科の中で、環境保全やエコ活動についての学習を継続します。また、環境保全について理解を進めるため、児童会で資源回収を行うなどの取り組みを継続します。
- ・野菜の栽培と食材としての活用、花壇の整備や生き物の飼育、ごみ拾いや資源回収の実践など、幼稚園・保育園の子供たちへの環境教育の実施・指導を推進します。
- ・一般市民や子ども対象の環境に関する講座を開催するとともに、講座の周知・広報に努めます。
- ・3Rの推進を目的にリサイクル祭を開催しています。また、リサイクル祭のイベントとして出店者によるフリーマーケット実施しています。これらのイベントは、ごみ問題について市民自ら考え、実行してもらうことを目的として今後も継続します。
- ・市主催の各種生涯学習事業及び公民館講座等の中で、環境問題やエコ活動についての話題を提供し、参加者への啓発に努めます。

②環境教育・環境学習への支援

- ・親子や子供と老人など世代間で、ともに学べる環境学習の開催への支援を検討します。
- ・年齢や学習段階などに応じた環境教育・環境学習の開催への支援を検討します。
- ・地域の環境学習などをまとめるリーダー役の養成への支援を検討します。

関係部署	観光文化局 観光課
	経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課
	教育部 教育総務課、幼児教育課、学校教育課、社会教育課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

❀ 環境保全のための指標と目標 ❀

指 標	実績値	目標値	
	現 状	中間目標	最終目標
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
出前講座や環境に関する講座の開催数	25 回	35 回	45 回

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加し、環境に関する知識を深めましょう。
- ・環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めましょう。
- ・環境に関する地域の課題や意見などを積極的に発表・提言しましょう。
- ・市が提供した環境保全に関する取り組みなどを日々の生活の中で実践しましょう。
- ・家庭において、環境問題について話し合う機会を増やしましょう。
- ・子どもが学校などで環境について学んだことを家庭で一緒に考えましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・より環境負荷の少ない事業活動を実施できるよう、最新の技術などの情報収集に努めましょう。
- ・様々な環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させるよう努めましょう。
- ・省エネルギー・省資源、ごみの排出抑制など、環境に配慮した行動を事業所全体での取り組みとして定着させましょう。
- ・社員に対する環境教育などの指導を実施し、環境への意識を高めましょう。
- ・市や各種団体が行う学習会、講演会、セミナーなどには積極的に参加しましょう。
- ・市民・市などと連携し、環境教育や環境学習の機会、場所、人材などの提供に協力しましょう。
- ・地域の環境保全活動などには積極的に参加しましょう。

本市は、市の事業活動での環境保全活動の状況について、市民や事業者に広く情報提供しています。また、市内の事業者に対して、エコアクション 21 の普及拡大を展開中です。

この他、市民や事業者が環境保全活動に参加しやすくなるよう、各種の取り組みを行っています。

今後も市民や事業者の自発的な環境保全活動を推進するとともに、市民や事業者の連携・協力により、地域全体での環境保全活動が活発に行われるよう、各種の支援を行っていきます。

課題

- ❖ 市民や事業者の環境への関心の高さを行動に結びつける方策の検討
- ❖ 市民や事業者の自発的な環境保全活動の支援と連携・協働の推進

市の取り組み（施策）

①自発的な環境保全の取り組みの推進

- ・市の広報誌やホームページなどにより、住民の環境意識の向上と環境保全行動への啓発を行います。
- ・環境保全に関する記事をわかりやすく市民に紹介し、環境配慮行動を励行します。
- ・環境意識の向上につながる、より効果的な啓発のあり方について検討します。
- ・エコアクション 21 など事業者の環境認証導入に対する補助金交付や取得に向けた講演会を開催するなどの支援を継続します。
- ・環境認証の普及に向けたより効果的な広報のあり方について検討します。
- ・庁舎のグリーン購入を徹底するとともに、市民・事業者へのグリーン購入の普及に向けた情報提供を行います。
- ・市民や事業者一人ひとりがよりよい環境づくりに関心を持ち、まちづくりの主体として自主的に行動できるよう、環境情報の提供に努めます。
- ・市広報誌やホームページでの環境関連情報の充実を図ります。

②連携・協力による環境保全の取り組みの推進

- ・市民が取り組んでいる地域における各種の環境保全活動などが推進されるよう支援します。
- ・大気や水質、放射性物質の測定結果などの情報公開に努め、市民や事業者などとの環境情報の共有化を推進します。
- ・環境保全活動などを通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化を推進します。
- ・地域における自発的な環境保全の取り組みの推進のため、地域の美化活動などの取り組みを活用した地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・近隣自治体との連携・協力により、河川の環境保全事業などを継続します。

関係部署

経済環境部 環境政策課、廃棄物対策課

環境保全のための指標と具体的な目標値を以下のとおり設定します。

✿ 環境保全のための指標と目標 ✿

指 標	実績値		目標値	
	現 状		中間目標	最終目標
	平成 24 年度		平成 30 年度	平成 35 年度
エコアクション 21、ISO14001 認証取得事業者数（累計値）	36 社		45 社	55 社

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・地域の美化活動などに積極的に参加しましょう。
- ・環境問題に関する一人ひとりの社会的責任を認識し、積極的に行動しましょう。
- ・日々の生活や行動が、環境に関わっているという意識を持ちましょう。
- ・講演会やシンポジウムなどには、近所の人などを誘って積極的に参加しましょう。
- ・近所の人に地域のボランティア活動やイベントへの参加を呼びかけましょう。
- ・地域の高齢者から、昔から伝わる生活の知恵を学びましょう。
- ・環境について学んだ知識や体験を子どもたちに伝えましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

【全事業者共通】

- ・エコアクション 21 などの環境認証の取得、ごみや省エネに関する社内の管理部署の設置や責任者の任命など、環境保全に向けて社内体制の整備を進めましょう。
- ・事業者間の交流や情報交換に努めましょう。
- ・地元の住民と協力して、地域における美化活動などに積極的に参加しましょう。
- ・地元の住民との交流や意見交換などの機会を設けましょう。
- ・事業所の環境に関する情報について情報公開を進めましょう。
- ・事業所の環境保全に向けた取り組みや事業活動を通じて蓄積した知識やノウハウを PR するなど、積極的に情報を発信しましょう。
- ・事業者の知識や技能を活かし、環境に関する各種のイベント・行事などに参加・協力しましょう。



- 地域の美化活動などに積極的に参加しましょう。

